

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 保管振替制度により、株券を他の金融商品取引業者へ移管する場合は、一般口座、特定口座ごとに1銘柄、1単元につき1,080円（税込）、1単元増すごとに540円（税込）の手数料を頂戴いたします。（1銘柄の上限は6,480円（税込）となります。）
なお、単元未満株数は切り捨てて計算いたします。
また、1単元未満の場合、手数料は頂戴いたしません。
- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当社の約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商 号 等 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 181 号
本店所在地 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-3-10
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 122 億円
主 な 事 業 金融商品取引業（第一種金融取引業および投資運用業）
設 立 年 月 昭和 22 年 9 月
連 絡 先 03-6739-0310（大代表）またはお取引のある支店にご連絡ください。